

利用団体登録届出書の注意事項

(さやわかアリーナ 袋井市総合体育館利用規則より抜粋)

(団体届け出書の提出)

第3条 本体育館を利用するには、以下の届け出書が必要となります。

(1) 団体登録申込書（窓口・HPに掲示）

代表者・連絡先・構成員数等、空欄や漏れのないようご記入をお願いします。構成員数は**5名以上**とし、構成員のうち**5割以上**が市内である場合は市内料金となります。なお市内とは袋井市内に住所を有する者及び市内に所在する事業所、学校等に勤務又は就学の方をいいます。子どもが主体として利用する場合は子供料金(当該使用料の100分の50に相当する額を減じた額)、大人が主体として利用する場合は大人料金、子どもと大人がどちらも利用する場合は大人料金となります。尚、団体名・構成員の変更、又は、引っ越し・卒業・退社等で変更があった場合は速やかに窓口にお知らせください。

※メールアドレスを記入する欄がありますが、アドレスを変更された場合は必ずご連絡ください。

(2) 団体登録カード

利用団体登録届出書を受領後、団体登録カードを発行いたします。

団体登録カードは、予約の照会と当日利用する際にご提出をお願いします。尚、原本カードの持参が難しい場合は、複写（コピー）したカードも認めます。

申請時や利用当日にカードを忘れた場合は、確認させて頂いてからの申請・利用となりますので、予めご了承ください。

(3) 団体登録及び個人利用証発行にあたっての注意事項

1. 代表者が複数団体の代表を兼任することは認めません。
2. 代表者の方は必ず成人の方とする。（代表者＝利用責任者）
3. 市内団体で登録の場合は、代表者は必ず袋井市内に住所を有する者及び市内に所在する事業所、学校等に勤務又は就学の方に限ります。
4. 代表者は書類提出時、住所の確認できる公的な身分証明書を提示してください。尚、市内団体の場合は、構成員5割以上の市内に住所を有する者及び市内に所在する事業所、学校等に勤務又は就学が条件となります。
5. 同一代表者、同一団体による複数登録は認めません。また、一団体を分割して複数の団体とし、登録することも認めません。
6. 届出書の内容に変更がある場合は変更手続きを行いますので、受付までお越しください。（代表者・連絡先・メールアドレス・構成員人数の変更等）

(4) 登録の取り消しと利用停止による取り消しについて

登録の削除を求める場合は、代表者が登録取り消しの旨を登録時の書類に一筆記入し、お持ちの団体登録カードと一緒に届出を提出してください。その他、規約に反する行為や本体育館の判断で利用停止の団体は、当館にてご用意する利用停止確認書に署名した上、お持ちの団体登録カードを本体育館に返却してください。